

2020年1月20日

Contents

I Lawyer's Eye

「中華人民共和国外商投資法」及びその実施条例の施行を受けて

弁護士 尾関 麻帆
上海オフィス顧問 銭 一帆

II 中国法令アップデート

- ・市場監督管理領域における重大な違法行為通報奨励暫定弁法(改正意見募集稿)
- ・専利データ開放範囲の更なる拡大及びサービスの最適化に関する通知
- ・インターネット安全脅威情報公布管理弁法(意見募集稿)
- ・商標違法案件の調査における馳名商標保護業務の強化に関する通知
- ・ゲーム遊戯設備管理弁法
- ・食品標識監督管理弁法(意見募集稿)
- ・外商投資法実施条例
- ・市場参入ネガティブリスト(2019年版)
- ・中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁による「知的財産保護の強化に関する意見」
- ・社会保険分野嚴重信用失墜人名簿管理暫定弁法
- ・国務院による固定資産投資項目資本金管理の強化に関する通知
- ・中華人民共和国増値税法(意見募集稿)
- ・売掛金質権設定登記弁法
- ・市場監督管理クレーム通報処理暫定弁法
- ・新エネルギー自動車産業發展計画(2021-2035)(意見募集稿)
- ・中華人民共和国消費税法(意見募集稿)
- ・外資保險会社管理條例實施細則
- ・文化産業促進法(草案審議稿)
- ・藥品登録管理弁法(意見募集稿)
- ・藥品生産監督管理弁法(意見募集稿)
- ・藥品經營監督管理弁法(意見募集稿)
- ・証券法(2019年改正)

III 中国万感

房子、対象、猫

中国弁護士 胡 絢静

I Lawyer's Eye

弁護士 尾関 麻帆
上海オフィス顧問 銭 一帆

「中華人民共和国外商投資法」及びその実施条例の施行を受けて

はじめに

2019年3月に外国投資家及び外国企業の関心を一身に集めた「中華人民共和国外商投資法」【中華人民共和國主席令第26号】(以下「外商投資法」という。)が可決された。外商投資法は抽象的な記載も多く、発表された投資促進、投資保護、投資管理等の方針の具体的な内容については、実施条例を始めとする下位法令に委ねられるものと推測されていたため、実施条例の内容には大きな関心が寄せられていた。9か月経た2019年12月31日、「中華人民共和国外商投資法実施条例」【中華人民共和國國務院令第723号】(以下「実施条例」という。)が公布された。しかしながら、実施条例は外商投資法の規定をそのまま引用する規定も多く、また、「法に基づき行う」という内容を伴わない規定も散見される¹。

本稿は、実施条例の主要なポイント及び日系企業にどのような影響を与えるかについて(「一、外商投資法実施条例のポイント」)、また、本稿定稿時まで、外商投資法の影響を受け行われた法令の撤廃、修正及び新規規定の状況(「二、その他の外商投資法の影響」)について簡単に紹介したい。

一、外商投資法実施条例のポイント

本項では、外商投資法実施条例の規定のうち主要なポイントを取り上げてその実務的な影響を分析する²。

1. 政府の政策運用に対する予測可能性の確保

政府の法令・政策適用の不透明性は長い間、チャイナリスクとして、日系企業をはじめとする外商投資企業にとり中国への投資から足を遠ざける大きな要因となっていた。そこで、外商投資法が謳う投資促進・投資保護の具体化として、実施条例は、外商投資企業が地方人民政府から適用を受ける法令・優遇政策の適用、政府との間の契約について、予測可能性、実効性を確保するための以下の条項が設けられた。

条文	内容
第7条 2項	外商投資に関する規範的文書は、法により適時に公布しなければならない。公布を経ない場合、行政管理の根拠としてはならない。外商投資企業の生産経営活動に密接に関連する規範的文書については、実際の状況を踏まえ、公布から施行までの期間を合理的に確定しなければならない。
第28条	地方の各級の人民政府及びその関連部門は、外国

¹ 実施条例の公表の2か月前である11月1日に公表された「中華人民共和国外商投資法実施条例(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」という。)と比較しても、その内容面が多く削減されており、多くの機関の間の調整が困難をきたし、時間切れ、という状態で発表に至ったことが伺える。

² 意見募集稿の段階で注目されていた「パートナーシップ企業の議決権制限方法」(意見募集稿34条)、「中国人・中国企業による返程投資にかかる外資規制の撤廃」(意見募集稿35条)、「市場監督管理局による一括審査」(意見募集稿38条)については、実施条例において見送られている。

	<p>投資者、外商投資企業に対して法に基づき行った政策承諾及び法に基づき締結した各種契約を履行しなければならず、行政区画の調整、政府の再編成、機構又は職能の調整及び関係責任者の交替等を理由をとして契約に違反し、又はこれを破棄してはならない。国の利益、社会公共の利益の必要のために政策承諾、契約の約定を変更する場合、法定権限及び手続に従い行い、かつ法に従い外国投資者、外商投資企業がこれにより被った損失について適時に公平かつ合理的な補償をしなければならない。</p>	<p>民政府及びその関連部門は、外国投資家、外商投資企業に対し、法に基づいて行った政策にかかる約束及び法に基づいて締結した各種契約を履行しなければならない。」(25 条)と定められたことを受け、政府による優遇政策などの政策、契約等について撤回・解約事由として許されるものと、許されないものを明確にした。また、仮に許される事由に基づき撤回・解約される場合にも、相当の補償を行うことが義務付けられた。</p>
--	--	--

一見、「施行後の法令に基づき外資規制を行うこと」、「企業に対して行う政策や企業との間の契約を遵守すること」、という当たり前のことを規定したようにも見受けられるが、中国においては、外商投資企業の把握していない施行前の法令又は公布されない内部規定に基づき外資規制が行われることや、地方人民政府側の理由による契約違反、政策撤回はさほど珍しくはないため、これらの規定の持つ意味は実務的に大きい。これらの規定に地方政府が違反した際の罰則は定められていないため、これらの規定の実効性には一定の不安は残り、実際にこれらの規定に基づく運用がなされるかは今後の運用次第というところがある。

2. 外商投資企業の組織構造等に関する会社法の適用

外商投資法第 31 条及び第 42 条 1 項 2 文は、三資企業法(外資企業法、中外合弁経営企業法及び中外合作経営企業法)を廃止し、外商投資企業につき、今後は会社法又はパートナーシップ企業法等を適用するとされた。これによって外商投資企業において従来内資企業とは異なる取扱いを受けていた部分は、すべて差異が撤廃された。主に影響を受けるのは、組織構造の面で会社法とは異なる特殊なガバナンス体制がとられていた中外合弁経営企業であり、これらの企業については、最高意思決定機関が董事会から株主会に変更されるなど組織変更が求められることになった。外商投資法は、法施行後の 5 年間で猶予期間(元の組織形態、組織構造等を維持できる。)とされているものの、具体的にどのように変更するのか、猶予期間経過後にもなお変更しない場合の扱いが不明であったが、実施条例において、これに関する方針が示された³。

条文		内容
第 44 条	<p>市場監督管理部門は、2025 年 1 月 1 日から、法に従い組織形態、組織機構等を調整せず、かつ変更登記を行っていない既存の外商投資企業について、その申請したその他の登記事項を処理せず、かつ関連する状況を公示する。</p>	<p>組織変更についての期限及び期限を徒過した際のサンクションについて明らかにされた。実施条例においては、施行から 5 年の猶予期間経過(すなわち、2025 年 1 月 1 日)後も、会社法に依拠した形での組織変更等を行っていない場合、①市場監督管理部門は当該企業は一切の工商登記業務を拒否し、また、②未対応である旨が企業情報開示システムにおいて公開されるとされた。</p>

³ 意見募集稿の段階では、2025 年 1 月 1 日から 6 か月間の猶予期間が設けられていたようであるが、実施条例においては、かかる 6 か月間の猶予期間は反映されなかった。

第 46 条	既存の外商投資企業の組織形態、組織機構等が法に従い調整された後、元の合併、合作各当事者が契約において約定した持分又は権益譲渡方法、収益分配方法、残余財産分配方法等は、引き続き約定に従い処理することができる。	持分譲渡や利益分配、残余財産の分配方法等については、組織形態等について会社法に則した内容に修正出来れば、元の合併契約等の記載の通り処理することができるとしている。
--------	---	---

仮に 5 年の猶予期間経過後も未対応であった場合には、間接強制に近い形で、一切の工商登記業務が拒否され、会社の運営に支障をきたす(具体的には、法定代表者変更や董事、監事、総経理の変更、住所、名称、株主、経営範囲、登録資本金の変更、経営期間の延長等のあらゆる場面において問題が生じる)ほか、未対応の旨が企業情報に載ることにより、当該企業が政府からの優遇政策等を享受する際の審査に悪影響を与える可能性がある。既存の外商投資企業による組織形態等の変更登記に係る具体的事項は、今後市場監督管理部門が規定し、公布予定のようである(実施条例 45 条)ため、具体的手続きについては、今後等の細則等の公表を待ちたい。

実施条例第 46 条については、単に「約定があれば約定通り、なければ会社法を適用する」という当たり前のことを述べているのではなく、実は「組織形態以外の部分について合意できない場合、持分譲渡等に関する部分は従来通りとする」ことを裁判等を通じて強制的に実現できること示唆しているようにも読める。合併当事者が組織形態については合意できたものの、それ以外の部分の定款修正について合意できない場合、当該条文又は当該条文に関する司法解釈等に基づき訴訟を提起し、関連事項が従来通りのまま組織形態のみ変更すると主張する根拠となる可能性を秘めた条文であり、本条を利用してどのようなことが可能か、今後の司法解釈や部門規定などの制定に注視したい。

二、その他の外商投資法の影響

実施条例第49条においては、外商投資法施行前に制定された外商投資に関連する規定が外商投資法及び実施条例と一致しない場合、外商投資法及び実施条例の規定が優先される旨を明確にしている。他方、外商投資法及び実施条例の影響を受けて、関連法令の整理(廃止、修正及び新規制定)状況は次のとおりである。

1. 抵触法令の廃止

、商務部はまた 2019 年 12 月 26 日付で 56 の通知・条例を廃止⁴、2019 年 12 月 31 日付で 6 の外投資企業関連条例を廃止した⁵。撤廃された通知および条例は多岐にわたるが、例としては以下のものが挙げられる。それらの多くは、内容が外商投資法に抵触するものであり、「外商投資股份有限公司の設立に係る若干問題に関する暫定規定」を除いては上位法令である外商投資法の施行により意味のなくなってしまうものである。

法令名	備考
外商投資股份有限公司の設立に係る若干問題に関する暫定規定 ⁶	本規定の廃止により、三資企業法の範囲外である「外商投資株式有限公司」が会社法の管轄下に戻ることが明らかになった。
外商投資企業における投資者の持分変更に関する若干規定 ⁷	外商投資企業における持分主変更に際して外資側出資者の投資比率を25%を下回らないようにすると

⁴ 商务部关于废止部分规范性文件的公告【中华人民共和国商务部公告 2019 年第 59 号】

⁵ 商务部关于废止部分规章的决定【中华人民共和国商务部令 2019 年第 3 号】

⁶ 关于设立外商投资股份有限公司若干问题的暂行规定【中华人民共和国商务部令 2015 年第 2 号】

⁷ 外商投资企业投资者股权变更的若干规定【[1997]外经贸发第 267 号】

	いう制限が存在したが、会社法の規定及び内国民待遇と抵触するため廃止された。
商務部による外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定 ⁸	内資企業における同様の規制は2014年に撤廃されており、外商投資法の謳う内国民待遇と抵触するため廃止された。
対外貿易経済合作部及び国家工商行政管理局による外商投資企業における投資総額及び登録資本の調整に関する規定及び手続に関する通知(外経貿法発[1995]第366号) ⁹	外商投資法の施行により、投資総額と登録資本の差額である投注差そのものなくなるため、その調整にかかる本通知も不要となったものと思われる。

2. 既存法令の修正

外商投資法において、ネガティブリストに記載のない外商投資については内国民待遇を与えるとしており(外商投資法第4条2項、第28条3項)、また地方人民政府が市場の参入条件を加重等することを禁じることとされた(外商投資法第24条2文)。外資規制がネガティブリストによる規制に一本化されることが期待され、その関係でネガティブリストとは別に外資規制を行っていた個別法令の修正が見込まれている。

外商投資法が発表された2019年3月以降、外資規制にかかる個別法令の修正としては以下のようなものがあげられる。

- ✓ 「国务院による「中華人民共和国外資保険会社管理条例」及び「中華人民共和国外資銀行管理条例」の改正に関する決定」¹⁰により、保険業について外資の市場参入にとり大きなハードルとなっていた「保険業務経営30年以上」、「中国国内で代表機構設立2年以上」との要件が削除された。また、外資銀行業について、外資による銀行の設立、取扱業務について大幅な緩和がされている¹¹。
- ✓ 「中外合弁人材仲介機構管理暫行規定」¹²が、「外商投資人材仲介機構管理暫行規定」¹³に修正され¹⁴、許認可取得に必要となる持分比率の制限が撤廃され、外商投資企業は合弁企業でなくとも、人材仲介業の許認可の取得が可能となった。

なお、2019年10月30日付で公布・実施された「国务院による外資利用業務の更なる実施に関する意見」¹⁵においても、金融業界を含め外国投資者に開放する分野の更なる拡大が謳われており、外資規制の緩和が進むことが期待されると同時にまだ対応されていない個別法令についても、今後法令の修正が見込まれる¹⁶。

⁸ 商務部关于涉及外商投资企业股权出资的暂行规定【中华人民共和国商务部令2012年第8号】

⁹ 対外貿易経済合作部、国家工商行政管理局关于外商投资企业调整投资总额和注册资本有关规定及程序的通知【外经贸法发[1995]第366号】

¹⁰ 国务院关于修改《中华人民共和国外资保险公司管理条例》和《中华人民共和国外资银行管理条例》的决定【中华人民共和国国务院令 第720号】

¹¹ 設立に際しては、中外合弁の場合の中国側出資者(中国側の唯一の出資者又は主要出資者)を金融機関とするとの規定が削除され(改正前第11条参照)、金融機関以外の中国出資者との合弁設立が可能となると解される。また、外国金融機関の中国での銀行(外商独資・中外合弁)設立時の設立申請前年度末時の総資産が100億米ドル以上であることとの要件も削除されている(改正前第10条2号、第11条2号参照)。外国銀行の中国支店設立時の設立申請前年度末時の総資産が200億ドル以上との制限も撤廃された(改正前第12条1号参照)。従来の支店から銀行への変更に対する国务院の認可の規定が削除され、外国銀行は外商独資又は中外合弁の銀行を設立すると同時に、外国銀行の支店も開設できることが明確に規定されている(改正前及び改正後第25条)。

¹² 中外合資人才中介机构管理暫行規定【中华人民共和国人力资源和社会保障部令 第24号】

¹³ 外商投資人才中介机构管理暫行規定【中华人民共和国人力资源和社会保障部令 第43号】

¹⁴ 「人力资源社会保障部による一部の規章改正に関する決定」(人力资源社会保障部关于修改部分规章的决定)【中华人民共和国人力资源和社会保障部令 第43号】。

¹⁵ 国务院关于进一步做好利用外资工作的意见【国发[2019]23号】。

¹⁶ 人材仲介業と同じように内資企業には必要とされていない特別な許認可である「外商投資旅行社許認可証」を設けている旅行

3. 法令の新規制定-外商投資情報報告弁法

外商投資法第 34 条により新たに外商投資情報報告制度が構築され、外商投資企業は、商務主管部門に対し、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて投資情報を提出しなければならないとされたが、具体的にどのような場合に、どのような報告を行う必要があるかは不明確であった。

外商投資法の施行を前に、2019 年 12 月 30 日付で「外商投資情報報告弁法¹⁷⁾」、12 月 31 日付で「商務部公告 2019 年第 62 号外商投資情報報告の関連事項の公告」が発表され¹⁸⁾、外商投資企業は初期報告、変更報告、抹消報告、年度報告が必要となること、また、その内容などの詳細が明らかになった。外商投資法施行前の手続との比較において報告の内容は大幅に簡素化されたと謳われている。

外商投資企業は従前ネガティブリストに該当する場合を除き、商務部門の外商投資総合管理システム並びに市場監督管理部門の企業登記システム及び企業情報公示システムの両方において情報報告が管理されていたが、今後は内資企業と同様に市場監督管理部門の企業登記システム及び企業情報公示システムにおいてのみ管理運用され、当該情報が商務部門と共有されるようになる見受けられる(外商投資情報報告弁法 4 条)。

おわりに

昨年末に発表された実施条例は、外商投資企業にとってより投資しやすい投資環境を目指す中国の姿勢がより一層明らかにした。もっとも、実施条例は理念的で抽象的な文言が利用されている箇所も多く、実際の効果は今後の運用をみて慎重に見極めたい。

中外合弁の形式で中国現地法人を有する日系企業は、今後当該企業の定款、合弁契約書について、会社法規制に沿った修正が求められる。特に、拒否権を意識した株主会決議事項¹⁹⁾、従前まで董事会について日系会社の権利を守るために手当てしていた定足数の条件等がそれぞれ株主会の手続きにおいても対応されるように、定款を見直す必要がある。これらは、合弁パートナーとの交渉の上で行う必要があるところ、遅くとも 2025 年 1 月 1 日までは体制を整えることが必要である。時間切れになり十分な交渉ができない、又は、期限までに対応できず会社運営に支障がきたす、ということがないように早めの対応が求められる。

昨年 3 月の外商投資法の発表後、外資規制の緩和、投資促進、投資保護、投資管理にかかる様々な下位法令、意見、通知が中央レベル、地方政府レベルで加速的に出されており、今後もそれらが多く出されることが予想される。

以上

外商投資法実施条例の和訳は無償でお送りいたしますので、ご希望の方は
china-newsletter@amt-law2.com までご連絡ください。

会社条例【中華人民共和國国务院令第 676 号】も本稿定稿時にはまだ修正されていないものの、投資法及び実施条例に抵触するため、今後修正される可能性は高い。

¹⁷⁾ 外商投資情報報告弁法【中華人民共和國商務部、國家市場監督管理總局令 2019 年第 2 号】

¹⁸⁾ いずれも 2020 年 1 月 1 日付施行とされている。

¹⁹⁾ また、今後は董事の数ではなく、持分割合に応じて議決権を行使することになる関係で、従前は董事の数をベースに自己の拒否権の有無を判断していたところが、今後は持分割合に応じて判断すべきである点に留意が必要である。

II 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 尾関 麻帆	北京オフィス顧問 李 加弟
弁護士 岩井久美子	北京オフィス顧問 李 彬
弁護士 藤本 博之	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 徳山 剛史	上海オフィス顧問 鄧 翌雲

最新中国法令の解説

市場監督管理領域における重大な違法行為通報奨励暫定弁法(改正意見募集稿)

[ポイント] 本改正意見募集稿は、現行の弁法に比して、その対象とする範囲を拡大し、市場監督管理領域における重大な違法行為について通報することを奨励することを明確にし、奨励の基準を高めたものである。本改正意見募集稿においては、食品・薬品・特殊設備・工業製品の品質安全に関する法令への重大な違法行為、競争法・知的財産法等の法令への重大な違反行為、地域的・システミックなリスクを有する重大な違法行為、社会への影響が大きく、一般市民の人身、財産の安全に危害を加える重大な違法行為等について通報した場合に政府による奨励金の支払いの対象となっている。

(意見募集期間:2019年11月19日～11月28日)

[原文] [市场监管领域重大违法行为举报奖励暂行办法（修订征求意见稿）](#)

<知的財産>

專利データ開放範囲の更なる拡大及びサービスの最適化に関する通知

[ポイント] 專利(特許、実用新案、意匠)のデータサービス試験システム(「本システム」)は、国家知的財産権局により2014年12月に開設され、中国国内外の專利的公告情報データを中心としたダウンロードサービスを提供するシステムである。本通知により、中国の①發明・実用新案・意匠それぞれの法律状態標準化データ、②專利復審案件審査決定データ(復審は日本でいう特許庁の審判に該当)、③專利無効宣告案件審査決定データ、以上5種類のデータが追加され、本システムからダウンロード可能な国内外のデータは34種類に増加した。本システムの「データ資源目録」によればこれらデータは毎週更新予定であり、従来日本や米国等から情報不足が指摘されてきた中国の知的財産権の登録関連情報がタイムリーに公開されることが期待される。

2019年11月18日公布、2019年11月20日施行

[原文] [关于进一步扩大专利数据开放范围并优化服务的通知](#)

インターネット安全脅威情報公布管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿においては、インターネットの安全を脅かす情報について、インターネットウイルスやランサムウェア等のマルウェアのソースコードや制作方法やインターネット活動に危害を加えるシステムや手段等の情報を含めてはならないことを規定している。また、インターネット及び情報システムが攻撃され、又は不法に侵入された場合等のインターネットの安全に関する事件の情報を公表する前に、必ず事件発生場所の公安機関に対して報告しなければならない旨が規定されている。その他、あらゆる企業、社会機構及び個人について、地域性のインターネット安全に対する攻撃、事件、リスク、脆弱性についての総合分析を報告する場合には、まず管轄するインターネット情報部及び公安機関に報告しなければならない旨が規定されている。

(意見募集期間:2019年11月20日～12月19日)

[原文] [网络安全威胁信息发布管理办法（征求意见稿）](#)

商標違法案件の調査における馳名商標保護業務の強化に関する通知

[ポイント] 本通知は、馳名商標(日本にいう著名商標に相当)に係る商標違法案件の調査について、案件の管轄、調査の流れ、過去に馳名商標として認定されたことのある商標を馳名商標の再認定に関する基準等を定めており、商品・会社の宣伝等として馳名商標の使用を禁止することも強調している。なお、本通知によれば、国家知的財産権局は馳名商標のデータベースを作成する予定である。

2019年11月15日公布、同日施行

[原文] [关于加强查处商标违法案件中驰名商标保护相关工作的通知](#)

附件 1: [驰名商标材料报送地址](#)

附件 2: [驰名商标认定申请材料摘要表](#)

附件 3: [涉驰名商标案件联系人名单](#)

ゲーム遊戯設備管理弁法

[ポイント] 中国ではゲームの内容については国家新聞出版局が、サービス提供場所については文化及び旅行部が管轄しているが、本弁法は、文化及び旅行部による電子ゲーム設備(ゲーム機)と遊戯娯楽設備の管理について定める。中国ではゲーム産業は巨大な急速成長産業であるが、未成年者を中心にゲーム中毒が社会問題化し、近年規制が強化されている。本弁法でいう電子ゲーム設備(ゲーム機)は音楽・映像を用いて主に娯楽場所等でサービス提供し、かつ、格闘ゲームなどゲーム内容・形式が、未成年による単独又は長時間の使用に適さないゲーム専用設備を、遊戯娯楽設備はこれら以外の設備をいう(3条)。本弁法の規制中、特に、ゲームセンター等の娯楽場所その他経営場所に設置された電子ゲーム設備(ゲーム機)について、平日(国家が法定した祝日・休日以外の日)の未成年へのサービス提供が全面禁止された点が注目される(4条)。

2019年11月6日公布、2020年1月1日施行

[原文] [游戏游艺设备管理办法](#)

食品標識監督管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 市場監督管理総局の起草説明によれば、各法令に分散し表示内容が統一されていなかった、包装済み食品以外の食品(輸入食品、保健食品等)の食品表示(食品標識)の統一化を図るのが本弁法である。①食品表示と背景の色彩の反射度を70%以上とすること(6条)、②食品名称に加え、新たに生産日・品質保持期限・警告等を目を引く位置に表示すべきこと(7条。現状の包装済食品表示通則上の要求は食品名称のみ)、③輸入食品については国外の生産過程で中国語表記を食品の最小の販売時包装上に直接貼付・印刷する必要があること(14条)、④食品添加物の具体名を表記すべきこと(18条。包装済食品表示通則上はコード等表記も選択可)等、非常に具体的な表記内容・方法が規定されており、動向注視の上、実際の施行の際は早期の対応が求められる。

(意見募集期間:2019年11月21日~12月20日)

[原文] [食品标识监督管理办法\(征求意见稿\)](#)

<外商投資関連>

外商投資法実施条例

[ポイント] 本条例は、2019年3月に公布された外商投資法の実施条例で、2019年11月1日に発表された「外商投資法実施条例(意見募集稿)」を正式に公布したものである。意見募集稿から内容面での大きな修正点はないものの、表現面や内容の削除という方向の修正がなされている。国家が外国投資企業の投資について不当に徴収した場合には、行政訴訟を提起できる(21条)ことが明記され、また、外商投資企業に対する優遇措置などを撤回することが正当化できない理由、仮に正当な理由とされる国家利益等に理由から撤回しなければならない場でも正当な補償を行うこと(28条)が明記されるなど、意見募集稿に比べ、より具体的に外国投資者の保

護を定める内容となっている。また、外商投資法で明らかにされた 5 年の猶予期間経過後である 2025 年 1 月 1 日の時点で、会社法規制下の組織変更等を行っていない場合、工商部門は、当該企業は一切の工商登記業務を拒否することができることとされ、また、未対応である旨が、企業情報開示システムにおいて公開されるとされており(44 条)、意見募集稿の段階では定められていた半年間の追加的猶予期間が削除されている。

本条例はまだ抽象的な記載や外商投資法の内容をそのまま記載している条項もあり、今後更なる下位法令が発表されることが見込まれ、今後もそれらの動向を見極めたい。

2019 年 12 月 26 日公布、2020 年 1 月 1 日施行

[原文] [中华人民共和国外商投资法实施条例](#)

市場参入ネガティブリスト(2019 年版)

[ポイント] 本リストは、外商投資企業、内資企業、個人に共通して適用されるリストであり、企業や個人の市場参入が禁止される業種や、制限される(許認可の取得を条件とする等)業種や分野を記載したリストである。市場参入ネガティブリスト(2018 年)との比較において、本リストは記載される(すなわち制限される)業種は 14 業種から 21 業種に増加したものの、分野と項目の面において養老機構設立許可、社会福利機構設立許可などの若干の分野及び項目が削除されている。また、新たに「国家重点生体機能区ネガティブリスト」「農産物主要生産区産業参入ネガティブリスト」という区別も設けられている。外商投資企業が中国における投資を検討する際には、2019 年 6 月末に発表された外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019 年版)に加え、本リストを確認する必要がある。

2019 年 11 月 22 日公布、2019 年 11 月 22 日施行

[原文] [市场准入负面清单\(2019 年版\)](#)

中国共産党中央弁公庁、国務院弁公庁による「知的財産保護の強化に関する意見」

[ポイント] 本意見は、知的財産権保護の強化について 6 つの大項目で計 23 の措置を打出している。内容は多岐にわたるが、知的財産権の厳格で広範かつ迅速な保護を実現させるために、主に懲罰的賠償制度の導入・強化、出願から権利化までの期間の短縮、審査の質の向上、権利行使を容易にするための体制づくり、国際的協力関係の強化等の措置が挙げられている。今後、本意見の措置が確実に実行できるための法制度の整備や実務の動向を注視する必要がある。

2019 年 11 月 24 日公布、同日施行

[原文] [中共中央办公厅 国务院办公厅印发《关于强化知识产权保护的意见》](#)

社会保険分野嚴重信用失墜人名簿管理暫定弁法

[ポイント] 本法令は、会社、社会保険の加入者等が社会保険に関して重大な信用喪失行為があったと認定された際に、社会保障部門より重大信用失墜者名簿に記載され一定の懲戒を受けることを規定する。上記名簿は会社、社会保険の加入者、社会保険を取り扱う機構に適用される。会社が社会保険登記を行わなかったために行政処罰を科された後も依然として是正をしない、また、社会保険基金より支払われた労災保険料につき会社が負担すべき保険料の支払いを行わない等の場合は、重大信用失墜者名簿に記載される。上記名簿に記載された場合、社会保険部門のウェブサイト上にて開示されるほか、かかる情報が社会保険部門を通じて他の政府部門に共有され、人民銀行、発展改革員会、外貨管理局など、全政府機関により広範囲にわたって連合懲戒を受けることとなる。

2019 年 10 月 28 日公布、2019 年 10 月 28 日施行

[原文] [社会保険领域严重失信人名单管理暂行办法](#)

国務院による固定資産投資項目資本金管理の強化に関する通知

[ポイント] 本通知は、企業及び国が投資する固定資産投資プロジェクトにおいて、最低資本金の設定、資本金の比率を調整し、リスクを抑えつつ投資を促進させるための制度であり、1996年より行われている。同通知により、湾岸、沿海、河川運航プロジェクトの最低資本金は25%から20%に引き下げられ、また道路・鉄道・物流等の社会インフラプロジェクトについては5%の範囲内で引き下げることが可能と示された。また、銀行からの融資等についても、条件付きで資本金に算入することができることが示された。

2019年11月20日公布、2019年11月20日施行

[原文] [国务院关于加强固定投资项目资本金管理的通知](#)

中華人民共和国増値税法(意見募集稿)

[ポイント] これまで条例という形式で定められていた増値税について、法律の形式で制定するために公示された意見募集稿である。意見募集稿についての立法説明にも記載のように、1994年1月から徴収されていた増値税の関連規定を法律という形式で定めることにより、現行の税收負担基準を保持することが目的とされていることから、増値税の徴収に関する基本的な考え方に変化はない。もともと、現行の課税物件及び税率について変更を加えており、①物品の販売、加工修理・整備サービス、有形動産リースサービス及び輸入貨物などの適用税率を13%に、②交通運輸、郵便、基礎電信、建築、不動産賃貸サービス、不動産の販売、土地使用権の譲渡、農産物など物品の販売又は輸入の適用税率を9%に低減することが提示されている。一方で、販売サービス、無形資産、金融商品の適用税率は6%と変わらない。

(意見募集期間:2019年11月27日～12月26日)

[原文] [中华人民共和国増値税法\(征求意见稿\)](#)

売掛金質権設定登記弁法

[ポイント] 売掛債権については、書面による契約及び与信信用調査機構における設定登記により、債務者もしくは第三者による質権設定が可能とされている(物権法223条、228条)。売掛債権への質権設定登記については、中国人民銀行が2007年9月30日に売掛債権質権設定登記弁法を公表し、その後2017年10月25日に大幅な改正が行われており、本弁法は近年の融資業務の発展に伴う新たな要請に応えるために、同改正弁法をさらに改正したものである。主な改正点としては、登記期限が短縮され最短で1ヵ月と設定することも可能となった(13条)、登記の際には登記公示システム上の手続きを行った人物は登記内容の真実性・完全性について責任を負うことが明確化された(25条)。また、権利者が登記公示システムでその他の動産や権利の担保登記手続きをする場合も、本弁法の規定により執行することが明記され、対象となる動産や権利の担保は、「当事者が約定を通じて動産と権利で設定し、債務の弁済するため、又はその他の方式で債務を履行して提供し、担保の性質がある各々の取引形式」とされ、ファイナンスリース、保証金質入、在庫貨物・倉庫証券への質権設定等を含むが、それらに限定されないとされた(35条)。

2019年11月22日公布、2020年1月1日施行

[原文] [应收账款质押登记办法](#)

附件1: [中国人民银行令\(2019\)第4号](#)

附件2: [《应收账款质押登记办法》修订说明](#)

市場監督管理クレーム通報処理暫定弁法

[ポイント] 本法令は、市場監督管理部門の消費者によるクレーム及び通報の取扱いに関する規定である。本法令には、クレーム及び通報のルート、提出の必要な資料、管轄、処理の所要期間、クレームの調停プロセスなどが定められている。本法令は、去年の中国の政府部門機能の調整、これまでの消費者のクレーム及び通報に関する規定を統一させることが目的である。旧法令と比べ、改正後は、クレームの受理には、「クレームを申し立て

る者が、自身とクレームを申し立てられた会社との間で消費者権益に関する紛争が存在することが証明できる」ことが要件となった。当該新規定の背景は、現在中国では、悪意でクレームを申し立て、会社を脅して賠償金等を要求するという事件が多発していることにある。

2019年11月30日公布、2020年1月1日施行

[原文] [市场监督管理总局投诉举报处理暂行办法](#)

新エネルギー自動車産業発展計画(2021-2035)(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、中国における新エネルギー自動車(充電できるハイブリッド車、電気自動車、水素を燃料とする燃料電池車)について2021年から2035年までの15年間の発展計画を掲げたものである。本意見募集稿によれば、中国は、2025年に、新エネルギー自動車の比率を25%に達し、特定地域における高度の自動運転の商業化を実現させることを目指している。また、2035年に、新エネルギー自動車のコア技術が世界先端水準に達し、水素を燃料とする燃料電池車の商業化を実現させ、高度の自動運転を普及させるとのビジョンを掲げている。

(意見募集期間:2019年12月3日~12月9日)

[原文] [新能源汽车产业发展规划\(2021-2035\)\(征求意见稿\)](#)

附件1: [新能源汽车产业发展规划\(2021-2035年\)\(征求意见稿\)](#)

中華人民共和国消費税法(意見募集稿)

[ポイント] 1994年1月1日から徴収されている一部の消費物品に対する消費税を法律の形式で制定するために公示された意見募集稿である。意見募集稿では、現行の条例において複数にわたっている納税者を中国国内において販売、委託加工及び輸入業者と指定し、課税物件に宝石・装飾類、豪華自動車を補充して追加した。その他、税額の計算方法、課税価格、軽減政策等の合計9点の新たな方策を盛り込んでいる。

(意見募集期間:2019年12月3日~2020年1月2日)

[原文] [中华人民共和国消费税法\(征求意见稿\)](#)

外資保険会社管理條例實施細則

[ポイント] 外資保険会社管理條例實施細則は、保険業の開放拡大政策に基づき、主に以下の二つの対外開放の措置の実施を規定する。一つ目は、外資系人身保険会社の外資持株比率の緩和である。具体的には、同實施細則第3条は、外国保険会社と中国の会社、企業が共同出資し、中国国内において人身保険業務を取り扱う合併保険会社の外資の持株比率を最大51%とすると規定するとともに、銀保監会が定める他の規定を適用するという条文を追加し、今後の外資持株比率の規制撤廃に対応している。二つ目は、外資保険会社の参入条件の緩和である。外資系保険機関の設立に先立ち、駐在員事務所を中国で2年間運営すること及び30年の経営実績を有することの規制が撤廃され、これらに関する条文が削除された。

2019年11月29日公布、2019年11月29日施行

[原文] [中华人民共和国外资保险企业管理条例实施细则](#)

文化産業促進法(草案審議稿)

[ポイント] 本草案審議稿は、文化製品を創作、生産、伝播、展示すること及び文化サービスを提供する営利的な活動等(文化活動)について発展を促し、文化企業の設立等の奨励、文化産業の発展のための人材の育成、文化産業人材の学校や社会における育成について規定するものである。このほか、法令上禁止される公序良俗に著しく反する文化製品またはサービスの生産又は提供、違法な文化製品の伝播及び文化サービスの提供、無断で文化産業活動への従事、文化市場秩序のかく乱等を行った場合の罰則規定を設けている。加えて、国外の投資家が中国国内の文化産業に投資する場合、国家関連規定に基づき行うことが明確に規定されている。

(意見募集期間:2019年12月13日～2020年1月13日)

[原文] [中華人民共和國文化產業促進法（草案送审稿）](#)

<薬事規制>

薬品登録管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法(意見募集稿)は、現行の弁法(2007年版)について、最新の「薬品管理法」、「中医薬法」、「疫苗管理法」の内容に平仄を合わせるものである。具体的には、「薬品管理法(2019年版)」(2019年12月1日施行)において採用された「医薬品市販承認取得者(MAH)制度」、条件付認可、優先的審査承認等への対応などである。また、外国での承認等との手続的連携に関する規定(国外 IND、国外 ANDA、Fast Track、Breakthrough Therapy、Accelerated Approval 等)も盛り込まれている。

(意見募集期間:2019年9月30日～10月30日)

[原文] [药品注册管理办法（征求意见稿）](#)

薬品生産監督管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 「薬品管理法(2019年版)」においては、「医薬品市販承認取得者(MAH)制度」が採用される一方で、医薬品 GMP 認証は廃止されることになった。本弁法(意見募集稿)は、このような「薬品管理法(2019年版)」の内容に平仄を合わせるものである。「医薬品生産許可」を取得する際に別途医薬品 GMP 認証を受ける必要はなくなったとはいえ、「医薬品生産許可」を維持するために GMP に適合することが前提条件となっている。同弁法は、GMP 検査の具体的手続を規定するとともに、取得済の「医薬品生産許可」への影響等を定めている。

(意見募集期間:2019年9月30日～10月30日)

[原文] [药品生产监督管理办法（征求意见稿）](#)

薬品経営監督管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 上記「薬品生産監督管理弁法」は医薬品の生産管理に関する法令であるが、本「薬品経営監督管理弁法」は医薬品の経営(すなわち、販売活動)に関する法令である。本弁法(意見募集稿)も、同様に「薬品管理法(2019年版)」の内容に平仄を合わせるためのものである。「医薬品販売許可」取得とは別途 GSP 認証の取得まで要求されていた点が廃止されている。また、医薬品のインターネット販売解禁に対応する規定も盛り込まれている。

(意見募集期間:2019年9月30日～10月30日)

[原文] [药品经营监督管理办法（征求意见稿）](#)

証券法

[ポイント] 全国人民代表大会常務委員会は 2019 年 12 月 28 日に新しい証券法を公布した。改正後の証券法は、計 226 条であり、2005 年版の証券法より 14 条少なくなったが、情報開示及び投資者保護の二章が追加された。今回の改正点は主に以下のとおりである。①証券発行の登録制を進め、上場に要する期間を短縮する。②証券違法行為の処罰をさらに厳格にする。③投資者保護制度を整備し、代表者訴訟制度を確立する。④証券取引制度を整備し、上場の一時停止を撤廃し、条件を満たす場合、直ちに上場を廃止する。⑤証券法の適用範囲を拡大し、預託証券を法定証券と明確に規定し、資産サポート証券と資産管理商品を証券法に含めた。

2019年12月28日公布、2020年3月1日施行

[原文] [証券法](#)

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】



中国万感



【房子、対象、猫】

中国弁護士 胡 絢静

日本ではペットに占める割合でネコがイヌを超えたという話が少し前に出ていたが、中国でも同様にネコブームが起きている。

中国ではペットのネコが毎年 8%以上の勢いで増えており、ある報道によると 2019 年末時点で中国全土に 4000 万匹以上(日本は 1000 万匹弱であるため約 4 倍)、飼い主は北京、上海、広州等のいわゆる「一線都市」と杭州、成都、西安等の「二線都市」の 20~30 代の若者が 80%を占めているとのことである。

成功の判断基準は「不動産、彼女・彼氏、ネコ」(房子、対象、猫)を持っているか、という言葉が若者の中ではやっているほどだ。

また、SNS や TikTok にアップロードしたネコの動画、写真を楽しむ若者も多い。彼らの多くは大学を卒業後、故郷を離れ大都会で一人暮らしをしている。

ネコの内向的で自立した姿、神秘的な雰囲気、大都市の年々高騰する不動産、職場の激しい競争に直面した若者は心のよりどころを求めているようである。

ペットとしてのネコの人気が高まってはいるものの、日中に跨がってネコを飼った経験のある筆者からみれば、中国のネコ関連マーケットはまだ発展途上という印象である。

筆者は、2017 年秋に子ネコと共に上海から東京へ引っ越したが、その際に、日中での事情が大きく違うことを実感した。例えば、ペットフードは、中国でも国産ブランドだけでなく外国ブランド(日本でもおなじみのイナバやロイヤルカナン)も手に入るが、そもそも偽物ではないか、品質に問題はないかといった不信感を払拭できない。

また、病気にかかったネコを病院に連れて行っても、日本の一般的な獣医に比べ、診断のクオリティや費用(非常に高額)に難があった。

ただ、ネコ人気の高まりに伴って中国でのネコ関連マーケットも拡大しており、ネコ用品(キャットフード、トイレ関連用品)、サービス(ホテル、グルーミング、葬儀・埋葬)、医療、保険等の分野への参入者は日本同様年々増えているとのことである。

2018 年におけるネコ関連マーケットへのプライベートエクイティ投資が 32 件もあったとの報道もある。これらの投資を通じて中国にいるネコたちの待遇が改善されることを切実に祈っている。

以上

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
- 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
- ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。